

記入例

(金納の場合)

農用地利用集積計画（利用権設定）

捨印

捨印

農業委員会で記入します

1. 各筆明細

	市町村名	加美町	公告年月日	平成 年 月 日
--	------	-----	-------	----------

整理番号	利用権を設定する土地 (C)				利用権の設定内容 (D)						利用権設定等促進事業の実施により成立する利用権の設定等に係る当事者間の法律関係 (E)	利用権を設定する土地の (B) 以外の権原者等 (F)				備考			
	所在		地番	地目		面積 (㎡)	利用権の種類	内容	始期	存続期間 (終期)		借賃円	借賃の支払方法	住所	氏名又は名称		権限の種類	(同意印)	
	大字	字		登記簿	現況														
		□□原	10	田	田	1,000	賃借権	水田	平成24年 4月1日	平成29年 3月31日	賃借料は、 10,000円/10a とし、総額で 10,000円 とする。 畑は、使用貸借 とする。 ただし、賃借料 については、毎 年農業委員会が 公表する賃借料 情報を基に毎年 4月に利用権の 設定を受ける者 と設定する者で 協議する。	賃貸借料は毎年 11月末日までに 貸人が指定する 金融口座に振り 込むものとする。	加美 一郎	加美 太郎	加美町△△字〇〇20番地1	加美町字〇〇10番地1			
	〇〇山	△△平	100-1	畑	畑	2,000	賃借権	畑					賃貸借	使用貸借					
計			2筆			3,000	㎡												

この計画に同意する。

利用権の設定を受ける者

住所 加美町△△字〇〇20番地1

氏名 加美 一郎

印

利用権を設定する者

住所 加美町字〇〇10番地1

氏名 加美 太郎

印

利用権を設定する者以外の者で利用権を設定する土地につき
所有権その他の使用収益権を有する者

住所

氏名

記入例

(物納の場合)

農用地利用集積計画（利用権設定）

捨印

捨印

農業委員会で記入します

1. 各筆明細

整理番号	市町村名		加美町		公告年月日		平成 年 月 日												
	利用権の設定を受ける者の氏名または名称及び住所 (A)		(氏名または名称) (同意印)		(住所)														
	利用権を設定する者の氏名または名称及び住所 (B)		(氏名または名称) (同意印)		(住所)														
利用権を設定する土地 (C)					利用権の設定内容 (D)					利用権を設定する土地の (B) 以外の権原者等 (F)				備考					
所在		地番	地目		面積 (㎡)	利用権の種類	内容	始期	存続期間 (終期)	借賃円	借賃の支払方法	利用権設定等促進事業の実施により成立する利用権の設定等に係る当事者間の法律関係 (E)	住所		氏名又は名称	権限の種類 (同意印)			
大字	字		登記簿	現況													住所	氏名又は名称	権限の種類 (同意印)
	□□原	10	田	田	1,000	賃借権	水田	平成24年 4月1日	平成29年 3月31日	賃借料は、 1俵/10a とし、全体で 3俵 とする。 畑は、使用貸借 とする。	賃貸借料は毎年 11月末日までに 貸人宅に届ける。	賃貸借							
〇〇山	△△川	100-1	田	田	2,000	賃借権	水田					賃貸借							
計		2筆			3,000 ㎡														

この計画に同意する。

利用権の設定を受ける者

住所 加美町△△字〇〇20番地1

氏名 加美 一郎

印

利用権を設定する者

住所 加美町字〇〇10番地1

氏名 加美 太郎

印

利用権を設定する者以外の者で利用権を設定する土地につき
所有権その他の使用収益権を有する者

住所

氏名

記入例

(使用貸借の場合)

農用地利用集積計画（利用権設定）

捨印

捨印

農業委員会で記入します

1. 各筆明細

市町村名		加美町		公告年月日		平成 年 月 日														
整理番号	利用権の設定を受ける者の氏名または名称及び住所 (A)			(氏名または名称) (同意印)		(住所)														
	加美 一郎			加美 一郎		加美町△△字〇〇20番地1														
整理番号	利用権を設定する者の氏名または名称及び住所 (B)			(氏名または名称) (同意印)		(住所)														
	加美 太郎			加美 太郎		加美町字〇〇10番地1														
利用権を設定する土地 (C)					利用権の設定内容 (D)					利用権設定等促進事業の実施により成立する利用権の設定等に係る当事者間の法律関係 (E)				利用権を設定する土地の (B) 以外の権原者等 (F)			備考			
所在		地番	地目		面積 (㎡)	利用権の種類	内容	始期	存続期間 (終期)	借賃円	借賃の支払方法	住所	氏名又は名称	権限の種類	(同意印)					
大字	字		登記簿	現況																
	□□浦	10	田	田	1,000	賃借権	水田	平成24年 4月1日	平成34年 3月31日	使用貸借のため 無とする。	使用貸借のため 無とする。	使用貸借								
〇〇山	△△原	100-1	畑	畑	2,000	賃借権	畑					使用貸借								
計		2筆			3,000 ㎡															

この計画に同意する。

利用権の設定を受ける者

住所 加美町△△字〇〇20番地1

氏名 加美 一郎

利用権を設定する者

住所 加美町字〇〇10番地1

氏名 加美 太郎

利用権を設定する者以外の者で利用権を設定する土地につき
所有権その他の使用収益権を有する者

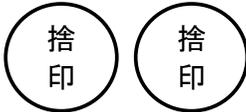
住所

氏名

印

印

農用地利用集積計画（利用権設定）



2. 共通事項

この農用地利用集積計画の定めるところにより設定される利用権は、1の各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 借賃の支払猶予

利用権を設定する者（以下「甲」という。）は、利用権の設定を受ける者（以下「乙」という。）が災害その他やむを得ない事由のため、借賃の支払期限までに借賃の支払をすることができない場合には、相当と認められる期日までにその支払を猶予する。

(2) 借賃の減額

利用権の目的物（以下「目的物」という。）が農地である場合で、1の各筆明細に定められた借賃の額が、災害その他の不可抗力により借賃より少ない収益となったときは民法（明治29年法律第89号）第609条によりその収益の額に至るまで、乙は甲に対し借賃の減額を請求することができる。減額されるべき額は、甲、乙が協議して定めるものとし、必要に応じて農業委員会の意見を聞くものとする。

(3) 借賃の変更

甲及び乙は1の各筆明細に定める利用権の存続期間の中途において、1の各筆明細に定められた借賃の額を変更する場合には、農地法（昭和27年法律第229号）第52条により農業委員会が行う賃借料情報により甲、乙が協議して借賃の額を定めるものとし、必要に応じて農業委員会の意見を聞くものとする。

(4) 解約に当たっての相手方の同意

甲及び乙は、1の各筆明細に定める利用権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、相手方の同意を得るものとする。

(5) 転貸または譲渡

乙はあらかじめ市町村に協議した上、甲の承諾を得なければ目的物を転貸し、または利用権を譲渡してはならない。

(6) 修繕および改良

ア 甲は、乙の責に帰すべき事由によらないで生じた目的物の損耗について、自らの費用と責任において修繕することができる。この場合において乙が修繕の費用を支出したときは、甲が修繕の費用を支払うことができる。

イ 甲は、乙の責に帰すべき事由によらないで生じた目的物の損耗について、自らの費用と責任において改良を行うことができる。ただし、甲の同意を要しない。

3. 利用権の設定等を受ける者の農業経営の状況等

整理番号	氏名又は名称	加 美 一 郎	性別	男	年齢	45	農作業従事日数	300	日		
利用権の設定等を受ける土地の面積 (A) ㎡	利用権の設定等を受ける者が現に耕作又は養畜の事業に供している農用地の面積 (B) ㎡	利用権の設定等を受ける者の主な経営作物 (C)	利用権の設定等を受ける者の世帯員（構成員）の農作業従事及び雇用労働力の状況 (D)				利用権の設定等を受ける者の主な家畜の飼養の状況 (E)		利用権の設定等を受ける者の主な農機具の所有の状況 (F)		
			世帯員（構成員）	農業従事者（うち15歳以上60歳未満の者）	雇用労働力（年間延日数）	種類	数量	種類	数量		
農地	3,000	農地	25,000	男	2人	農業従事者	1人	乳牛	1	トラック（軽貨物含む）	1
採草放牧地		採草放牧地	水 稻	女	2人	主として農業に従事する者	1人	肥育牛	2	トラクター	1
その他								従として農業に従事する者	1人	繁殖牛	2
						農業補助者	1人	養豚		ハーベスター	
							1人	養鶏		バインダー	
							1人	その他		田植機	1
							1人			乾燥機	1

農業委員会で記入します

利用権設定する面積を除いた耕作面積を記入します

耕作証明書の世帯状況を記入します

- (7) 租税公課の負担
 - ア 甲は、目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。
 - イ 乙は、目的物に係る農業災害補償法（昭和22年法律第185号）に基づく共済掛金および賦課金を負担する。
 - ウ 目的物に係る土地改良区の賦課金については、特別賦課金は甲が、經常賦課金は乙が負担する。
- (8) 目的物の返還
 - ア 利用権の存続期間が満了したときは、乙は、その満了の日から 日以内に、甲に対して目的物を現状に回復して返還する。ただし、災害その他の不可抗力、修繕または改良行為による形質の変更または目的物の通常の利用によって生ずる形質の変更については、乙は、原状回復の義務を負わない。
 - イ 乙は、目的物の改良のために支出した有益費については、その返還時に増価額が現存している場合に限り、甲の選択に従い、その支出した額または増価額（土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づく土地改良事業により支出した有益費については、増価額）の償還を請求することができる。
 - ウ イにより有益費の償還請求があった場合において甲および乙の間で有益費の額について協議が調わないときは、甲および乙双方の申出に基づき市町村が認定した額を、その費した金額又は増価額とする。
 - エ 乙は、イによる場合其他法令による権利の行使である場合を除き、目的物の返還に際し、名目のいかんを問わず返還の代償を請求してはならない。
- (9) 利用権に関する事項の変更の禁止

甲および乙は、この農用地利用集積計画に定めるところにより設定される利用権に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲、乙および市町村が協議のうえ、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りではない。
- (10) 利用権取得者の責務

乙は、この農用地利用集積計画の定めるところにより設定される利用権に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲、乙および市町村が協議のうえ、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りではない。
- (11) その他

この農用地利用集積計画の定めるところにより設定される利用権に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲、乙および市町村（農業委員会）が協議して定める。